

令和3年

総務委員会

3月10日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和3年3月10日

午前10時00分 開会

午前11時54分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	服部龍一
委員	中村めぐみ	委員	宮本英彦
議長	毛受明宏		

## 2. 欠席委員

委員 近藤千鶴

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林淳

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	馬場秀樹
行政経営部次長	古田範明	秘書広報課長	馬場千春
企画政策課長	中村泰正	情報システム課長	小川正寿
財政課長	萩野昭久	総務課長	山田隆貴
防災防犯対策課長	塚田力	税務課長	塚本由佳
債権管理課長	加藤健治	市民協働課長	水野美樹
市民課長	杉浦由季	監査委員事務局長	相羽敏明
防災防犯対策課主幹	羽場浩一郎	公共施設管理室長	中田勝次

## 5. 傍聴議員

堀内ちほ	いとうひろし	林ゆきひろ	ごとう学
近藤ひろひで	三浦桂司	青木亮	郷右近修
清水義昭	一色美智子	鵜飼貞雄	月岡修一
ふじえ真理子	近藤善人		

## 6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（近藤郁子議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

なお、本日、近藤千鶴委員より欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は6つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

続きまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の総務委員会は6件の議案になります。慎重審査をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（近藤郁子議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。なお、反問を終了するときも意思表示を明確にされますようお願いいたします。

では、初めに、議案第17号 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の制定についてを議

題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） それでは、議案第17号 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の制定について御説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、外国籍施策懇話会の名称及び委員の人数を改め、新たに豊明市多文化共生施策懇話会として設置する必要があるからであります。

それでは、内容について御説明をいたします。

この条例は、現在豊明市附属機関設置条例で「外国籍市民施策懇話会」と定められている名称を「豊明市多文化共生施策懇話会」に改め、委員の定数を「9人以内」から「12人以内」に増員し、条例として制定するものであります。

内容です。第1条では趣旨を、第2条では担当事務を定めております。

第3条で委員を12人以内としております。これは当市の外国人の増加及び多国籍化に伴い、外国人市民の委員の増加を見込んだものでございます。

第4条では、委員の任期を2年と定めております。

第5条では会長、副会長について、第6条では会議について、飛びまして、第9条では庶務について定めております。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、第2条で現在の委員の任命及び任期の経過措置を定め、第3条で豊明市附属機関設置条例より外国籍市民施策懇話会を削除するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 外国籍市民施策懇話会の規則から多文化共生施策懇話会の条例にすることによって変更された部分はどこなのでしょう。また、その理由は何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 細かいところだと文字の改正、それから事務、規則では事務とされているものを条例では事項に変えるというところと、あと委員の中の市の職員というものを多文化共生施策に関係する市の職員と変えております。あと何でしたっけ。

○総務委員長（近藤郁子議員） その理由はということですが。

○市民協働課長（水野美樹君） 細かいところは訂正みたいな形になるんですが、外国籍市民という表現が今の時代にそぐわないということで、多文化共生という言葉に変えておきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 規則から条例に変更されていますけど、規則から条例に変更した理由をまずお伺いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 多文化共生については、規則よりも条例で定めるほうが確だと思ったからです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 的確とはどういう意味ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） ちょっとお時間をいただけますか。すみません。

○総務委員長（近藤郁子議員） 馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 今回規則のほうから条例にさせていただいたということで、今まで附属機関の設置条例のほうで定めてありました。今、定めてありますこの規則とかを今後変えたりする場合は、基本的にはこの設置条例から削除して新たに条例として制定をするという、一応そのような形になっておりますので、今回名称とかを変える都合上、条例として設置をさせていただいたものであります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういう技術的なことで規則から条例に変えたんですか。というのは、もう一つ、私の理解では規則よりは条例にして、より多文化共生を重視するというような理解をしたんですけど、そういうような理解はないんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 今、委員がおっしゃるとおりの部分があります。先ほど課長のほうからも説明がありましたように、外国籍市民ということから多文化共生という形で、豊明市民の中における外国人の在り方も大きく変わっておりますので、より広い意味でということで条例のほうを制定させていただいたものでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 人数が9人から12人となるということで、この12人の根拠についてお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 12人の根拠につきましては、ほかのもう一個男女共同参画推進員というのがあるんですけども、そちらの人数と合わせております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 最後に市長が認める者というのが委員の中にあるんですけど、これほどのような方をイメージされているのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 地区、町内会とか区とかの方で、外国人の方とつながりがあるという方を想定しております。現在の多国籍市民懇話会のメンバーとしては豊明団地の区長さんに入らせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 公募の選出された市民、公募方法とその人数を教えてください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 公募につきましては、広報のほうで公募をさせていただいております。応募は一、二名という形で募集をかけております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 外国人市民の人の選出方法はどのようなふうな選出方法でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 外国人市民という方は紹介をいただいたりとか、例えば通訳の方とか、そういった方にこちらからお願いをしてなっただいています。

あと外国籍市民懇話会、現在の懇話会につきましては国際交流協会のほうから外国人の方を御推薦いただいたりしております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第18号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は、この条例の趣旨を、第2条は、この条例の施行日において在職している市長の在職期間が終了するまでの給料月額を100分の90に、副市長及び教育長は現市長の在職期間が終了するまでの給料月額を100分の95に減額することを規定しています。

附則の第1条として、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、第2条では、

従前の特例条例を廃止することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 本会議質疑でもあったと思いますけれど、まず下げる理由をもう一度説明してください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 市長、副市長及び教育長の給料月額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴い、減額の特例措置を令和3年3月31日までと定めておりました。引き続き経済状況の低迷が見込まれるため、現市長の任期中は減額をすることとしております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 最初の20と10のときは新型コロナの減額ということで3月31日までが期限となっていました。それを10と5に改定するということですが、これは引き続きということになるとずっと任期中までこの減額措置が続くという意味でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 委員のおっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 任期いっぱいずっと5と10のこの取扱いでいくということですが、市長が10で副市長、教育長が5というこの差の理由は何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 新型コロナウイルス感染症が出現する前から市長、副市長、教育長の給料月額は5%減額して支給しておりました。しばらくはまだ厳しい状況が

続くであろうという判断から、市長におかれましては10%の減額としております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そうなんですよね。ずっと5%だったんですよね。ですから、元へ戻してこの10と5にするんじゃなくて5のままで、3人が5のままでいいんじゃないかと思うんですけど、そうしなかった理由をもう一度お伺いします。コロナの関係ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） お尋ねの内容は、市長のみ10%としたのはということかというふうに思います。こちらのほうはさきの議会でお認めいただいた一般職員の地域手当5%を縮減といったことも踏まえ、これまでの様々な経緯や現下の状況を総合的に鑑みたものでございます。

その中で副市長と教育長は5%と縮減した上で、やはり市長にあっては自らにあってはしかるべき相違、そういったものが必要と判断され、世間的な受け狙いとかそういうのじゃなくて、純粹にトップとしての責任と覚悟の表れから10%と判断されたものというふうに私は認識しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回市長、副市長、教育長、それぞれ令和3年度の削減額が幾らになるのかだけお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 市長の給料の減額の金額は118万2,000円になります。副市長の給料の減額は48万2,400円です。教育長の給料の減額は44万4,000円になります。

あと期末手当も減額となりますので、市長の期末手当の減額が45万7,040円、副市長の期末手当の減額が18万6,528円、教育長の期末手当の減額が17万1,680円です。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場では討論します。

ただ、元へ戻すのであるんなら全員が5%でいいんじゃないかというふうに思います。ただ、先ほどの回答で市長の責任とその覚悟を表すためだということで10%にされていますけれど、基本的には全員5%でいいんじゃないかなと。

ただ、5%そのものも先ほども回答があったように、これは本来職員さんの地域手当が5%人事院勧告からカットされていますので、ですから三役も5%カットされること自体はやむを得ないとは思いますが、本来は職員さんのところも15に戻して三役もプライマイゼロにすると、これが本来の姿だと思います。

その上に立ってコロナの対策をどうするかと。これはまた別問題ですけど、5%のままずっとこれからいくというのはいかがなものかなとは思いますが、この条例そのものについてそういうことだけ一言申し上げて賛成とさせていただきます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 議案第21号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、園歯科医の報酬額の変更等に伴い改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

保育園の園歯科医の報酬額年額28万4,000円を改め、年額42万7,000円以内とし、市街地整備アドバイザーの費用弁償の額欄の字句を修正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしており

ます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この園の歯科医の報酬が増額で、1回が2回に増えるというような説明を受けたんですけれども、これが2回に増える理由は何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） こちらの回数を増やすのは、来年度から施行されます歯と口腔の健康づくり推進条例の制定や、県の指導監査においても歯科医健診を年2回実施するように助言をいただいておりますことから、保育園の園歯科健診を2回実施することとなりました。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 市街地整備アドバイザーというのはちょっと具体的に、ごめんなさい。何をやる方なのか説明をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 本市の現状並びに都市計画、市街地整備に係る専門知識の双方を持ち合わせており、施策、事業の推進を支援していただける方になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 このアドバイザーの方との契約というのはどういうふうな契約をされているのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 契約は任期が1年での契約をしておりますが、更新も可能となっております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 守秘義務の関係はどのようなふうな取扱いになっているのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 守秘義務も私ども職員と同様となっております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第21号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 豊明市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） それでは、議案第30号 豊明市消防団条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、消防団員が災害出動等の職務に従事した場合の費用弁償の支給等について必要な事項を定めるため必要があるからであります。

内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

本文3行目の第5条、その下の中段、第7条第1項、下段の8条第1項、9条及び第11条は文言の整理を図るものであります。

前段に戻っていただき、第6条の改正につきましては欠格事項に係る所要の改正を図るものであります。

第1号の改正は、欠格事項にその施行を受けることができなくなる者を加えるものです。想定する対象者としましては、刑の執行猶予中の者、仮釈放中の者であります。

第2号の改正につきましては条文の整合を図るものであり、「第7条の規定により」を「第8条の規定により」とするものです。

続きまして、中段、第7条第2項の改正につきましては分限に係る所要の規定を整備するものであり、第2号では、消防団員が任命要件に該当しなくなった場合の特例を定めるものであります。

具体的には、市内在住として入団した者が市外へ転居した場合、あるいは市内在勤として入団した者が転勤等で市外へ移動した場合、現行の規定では消防団員として身分を失ってしまいますが、今回の改正により近隣への転居、または転勤等があった場合でも引き続き消防団員に在籍できるとするものです。

この特例を設ける理由といたしましては、年々消防団員の確保が厳しくなる中、消防に関する知識と技術を有し、地域のために献身的な活動をしていただく消防団員を確保するためであり、本市の安全・安心につなげるためであります。

続きまして、一番下の第15条の改正につきましては、消防団員が災害出動等の職務に従事した場合、これまで各分団に対して交付していた出動交付金を費用弁償として団員個人に支給するものであります。

支給額は、火災出動等の緊急出動した場合の災害出動が1回につき2,000円、台風の接近に伴う管内巡視等の警戒出動が1回につき2,000円、市防災訓練等の訓練出動が1回につき1,000円支給するものであります。なお、支給額につきましては現在の出動交付金の積算を基礎としているものでありますので、額は同じとなります。

1枚おめくりいただき、第2項の改正はこれまで分団長以上の者にしか旅費の支給がでなかった規定を全ての団員に対し支給できるようにするものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） すみません。先ほどの議案第21号の中村委員の質問に対する回答を修正させていただきたいと思っております。守秘義務の件に関してですが、市街地アドバイザーは非常勤特別職になりますので、地公法上の対象ではありませんが、契約の中で事務的に守秘のほうはお願いをしている状況であります。申し訳ありませんでした。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中村委員、よろしかったですか。

では、続いて30号に戻ります。

理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 第6条の3項の6か月以上豊明市内の居住地を離れて生活する者というのがなくなったんですけれども、今いる団員でそうなる可能性のある人が現在どのくらいいるのか。もし把握していればお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 市内在勤により入団している団員がございまして、もともと居住地が市外の団員がいるため今回改正するんですけれども、その対象となり得る団員の数は8名となります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この改定後の内容というのは、尾三消防管内の他の市町の消防団条例と基本的には同じ内容に合わせたという理解でよろしいんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） そのとおりです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 他の市町に合わせたことによって、今までの豊明市の消防団の方々が不利益になることとかメリット、デメリットがあると思うんですけど、特に改定によって条件がよくなるというところはどこでしょうか、費用弁償でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 委員が言われるとおり、費用弁償のところかなというふうにこちらのほうも想定しております。今まで出動交付金を団のほうに年間一括して支給していたものを個人に支給するものというふうに変更いたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一つ、欠格条項で第6条の3が外れています。これは外したことによって団員の対象が広がるとか、そういうような意味合いはないのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 第3号の六月以上豊明市の居住地を離れて生活する者を今回削除いたしましたんですけども、現在市外に住んでいまして豊明市の在勤で消防団員となっている者がございますので、そういった者をここの欠格事項のほうが該当するに当たるんじゃないかというふうにも想定されますので、そういった団員を今後も団員として活動していただくためにここの3号を削除いたしました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第20号）のうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

塚谷議事課長。

○議事課長（塚谷友昭君） それでは、議案第31号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第20号）のうち議事課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の34ページ、35ページをお開きください。

34ページ上段、歳出、1款1項1目 議会費で544万9,000円を減額するものです。

金額の大きいものを御説明いたします。

35ページの右側、説明欄を御覧ください。

議員活動事業の上から3つ目、費用弁償及び普通旅費96万4,000円の減額は、新型コロナ

ウイルスの影響により全国都市問題会議などの各種事業が中止や書面開催となったことによるものです。

次に、その下、事務局事業の上から3つ目、印刷製本費61万7,000円の減額は、議会だよりの入札結果及びページ数が確定したことによるものです。

同じく事務局事業、下から2つ目、会議録作成等業務委託料160万円の減額は、入札結果及び会議録のページ数が見込みより少なかったため減額を行うものです。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 続いてお願いします。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、総務課所管の分について御説明をいたします。

歳出予算の補正予算書34ページ、35ページをお開きください。

下の枠の上の段、2款1項1目 一般管理人件費事業の587万4,000円の減額は、特別職及び一般職の給与と手当について、予算作成時の仮定配置と実態との差によるものです。

続きまして、その下の段、2款1項1目 庁舎管理事業71万9,000円の減は、右の説明欄、庁舎警備委託料及び窓口案内業務委託料が入札により金額が確定したため減額をするものです。

1ページおめくりいただきまして、36、37ページをお願いいたします。

上から2番目、2款1項1目 一般管理事務事業の49万5,000円の減額は、今後案件が発生した場合の委員会の開催分を確保いたしまして、右の説明欄、固定資産評価審査委員会の報酬と行政不服審査会委員の報酬を減額するものです。

1枚おめくりいただきまして、38、39ページをお願いいたします。

一番上の段、2款1項3目 文書事業の280万円の減額は、主なものとしまして右の説明欄、機器借上料は執行額が確定しましたので、減額をするものです。

続きまして、下から2つ目の枠、7目 庁舎維持管理事業6,174万1,000円の減額は、主なものとしまして右の説明欄上から2番目、工事設計監理業務委託料、その2つ下、庁舎等営繕工事費につきましては入札等により執行額が確定しましたので、総残額を減額するものです。

その下の段、公用車管理事業422万2,000円の減額は、主なものとしまして右の説明欄、燃料費は執行見込みに合わせまして残額のほうを減額しております。

その2つ下、公用車運転業務委託料につきましては、執行見込みに合わせて減額をしております。

そして、一番下の自動車購入費につきましては入札の残額を減額したものです。

1 ページおめくりいただきまして、40、41ページをお願いいたします。

一番上の段、財産管理事務事業273万5,000円の減額は、主なものとしまして右の説明欄一番上、消耗品費の減額は新型コロナウイルス対策関連の補正予算をお認めいただきました加湿器とパーティションの入札残につきまして減額をしたものとなっております。

その2つ下、事務用備品等購入費につきましては、今年度オープンしました証明発行窓口の備品購入の執行残を減額しておるものです。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、24ページ、25ページをお願いいたします。

15款3項1目4節 選挙費委託金の10万2,000円の増額は、愛知県知事解職請求が行われたことに伴い発生することが見込まれる調査委託金、申し訳ありません。金額の訂正をさせていただきます。選挙費委託金102万円です。102万円の増です。102万円の増は、愛知県知事解職請求を行われたことに伴い発生することが見込まれる調査委託金です。

1枚おめくりいただきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

16款2項1目1節 土地建物売払代金9,894万5,000円の増は、沓掛町豊山地内の道路用地や水路及び沓掛町中川地内の用悪水路の売払いに伴う収入となっております。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 続きまして、秘書広報課が所管する主なものについて御説明をいたします。

歳出より説明をしますので、補正予算書36ページを御覧ください。

ページの中ほど、2款1項2目 秘書人事管理費を5,310万円減額いたします。

37ページの説明欄を御覧ください。

1 秘書人事人件費の職員共済組合負担金3,100万円の減額は、基礎額と負担金率の変更によるものです。

その2つ下、退職手当組合負担金555万円の減額は、基礎額の変更と特別負担金の残額を減額するものです。

その下の社会保険掛金負担金は、基礎額の変更により実支出額との差額を減額するものです。

その下の雇用保険掛金負担金は、執行額の確定により減額をするものです。

2段落、2つ枠下の3 職員研修事業の説明欄を御覧ください。

研修旅費、職員研修委託料、実務研修費負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で研修が自粛及び中止等による減額であります。

その下の4 秘書人事管理事務事業の費用弁償及び普通旅費と市長交際費の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症で自粛及び中止等の影響を受け減額をするものです。

1枚おめくりいただきまして、39ページの2段落目、広報活動事業の説明欄を御覧ください。

印刷製本費の110万円の減額は、執行見込み分を差し引き、残額を減額するものです。

2枚おめくりいただきまして、42、43ページを御覧ください。

真ん中辺りの1 市民相談事業の市民相談業務の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬の支出見込額を除いた残額分を減額するものです。

その下の市民相談委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった3回分の相談委託を減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたしますので、31ページを御覧ください。

20款5項4目5節の雑入を御覧ください。

雑入の区分の一番上、地方公務員災害補償基金負担金還付金115万7,000円の増は、令和元年度の概算負担金額の確定による過納付分の還付を受けたことによるものです。

歳入の説明は以上になりますが、今回の補正予算書に計上させていただいております各款ごとの人件費について補足説明をさせていただきます。

今年度より市の全体の方針としまして、歳入においても歳出においても決算額に近づけるよう示されました。35ページの一般管理人件費をはじめ、各款ごとの人件費につきましても執行見込額を精査の上、減額計上をさせていただいておりますことを補足させていただきます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 続いてお願いします。

中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、公共施設管理室所管分の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の歳出予算40ページ、41ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目 財産管理費、4 公共施設管理事業764万8,000円の減は、右の説明欄、まず1行目、工事監理委託料100万9,000円の減額は工事監理業務2件分の執行見込みによる減額でございます。

同じく説明欄2行目、小学校防火シャッター改修工事費15万5,000円の減及び4行目、本庁舎中央監視装置更新工事費125万4,000円の減は、いずれも工事完了による額の確定したものでございます。

その他、3行目及び5行目から9行目の計6件の工事につきましては、いずれも執行見込みによる減額をしたものでございます。

以上で公共施設管理所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の説明をいたしますので、補正予算書の41ページの下段を御覧ください。

41ページの下段、企画事務事業の説明欄のうち、最下段にあります工事設計等委託料1,100万円の減額は、多世代交流施設に関する実施設計委託料の入札残となります。

続きまして、43ページを御覧ください。

2段目の特別定額給付金事務事業の最下段にございます特別定額給付金3,279万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として支給しました1人10万円の給付金の執行残となります。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、補正予算書の17ページの中段を御覧ください。

2 企画費補助金の説明欄の2行目、特別定額給付金事務費補助金437万5,000円の減額は、歳出で減額をいたしました通信運搬費、手数料、特別定額給付金給付事務委託料の減額の合計となります。

続きまして、その下にあります特別定額給付金事務費補助金3,279万1,000円は、歳出で御説明した給付金の執行残に伴う国庫補助金の減額となります。

その下にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億8,624万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策の事業を実施するための国庫補助金となります。

続きまして、31ページ下段を御覧ください。

21款1項 市債のうち多世代交流施設整備事業債150万円の減額は、工事設計等委託料の確定などによるものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の42、43ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は、補正前の額1億722万1,000円を1,279万8,000円減額し、9,442万3,000円にするものです。

主なものについて御説明いたします。

43ページの1 市民活動推進事業769万5,000円の減額及び2 都市・国際交流事業の500万3,000円の減額は、コロナ感染症の影響で会議や事業の中止及び変更により減額するものでございます。

45ページを御覧ください。

3 区長会事業の10万円は入札残となります。

続きまして、50、51ページを御覧ください。

2款5項2目の商工統計調査費は37万9,000円の減額です。これは工業統計調査及び経済センサス活動調査の事前準備が完了したことにより、各経費を精算の上、不用額を減額するものです。

3目の諸統計調査費は154万3,000円の減額です。国勢調査が完了したことに伴い、各経費を精算の上、不用額を減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。

下の表、14款4項1目1節、説明欄、外国人受入環境整備交付金は、ポルトガル語通訳の分が対象となったことによる交付金の増額となります。

24ページ、25ページをお開きください。

15款3項1目5節の統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明をさせていただきました各調査に係る経費の減額に合わせて同額を補正減するものであります。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 小川情報システム課長。

○情報システム課長（小川正寿君） 続きまして、情報システム課所管分について説明させていただきますので、補正予算書44ページ、45ページをお願いします。

12目 電算管理費は552万9,000円の減額といたしました。

減額の主なものについて説明いたします。

10節 需用費、消耗品費100万円の減額、11節 役務費、通信運搬費110万円の減額、17節 備品購入費、OA備品購入費250万円の減額は、いずれも執行見込みにより減額するものでございます。

18節 負担金、補助及び交付金、あいち電子自治体推進協議会負担金64万4,000円の減額は、負担金の確定により減額するものでございます。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 続きまして、防災防犯対策課が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書44、45ページをお開きください。

44ページ下段、2款 総務費、1項 総務管理費、13目 防犯対策費を81万4,000円減額いたします。

45ページの説明欄を御覧ください。

地域安全監視員報酬38万4,000円、会計年度任用職員期末手当5万6,000円ほかを減額いたします。これは執行見込みが確定したため減額するものです。

次に、52、53ページをお開きください。

中段、2款 総務費、7項 交通安全対策費、1目 交通安全対策費を325万4,000円減額いたします。

53ページ、駐輪場維持管理事業の説明欄を御覧ください。

放置自転車等撤去処分業務委託料を4万円減額いたします。これは自転車、原付の撤去処分について、処理台数の見込みが確定したためです。

その下、交通安全推進事業、後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金を312万円減額いたします。これは補助金の執行見込みが確定したため減額するものです。

次に、78、79ページをお開きください。

78ページ下段、9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費、79ページ説明欄、女性防火クラブ交付金を4万9,000円減額いたします。これは女性防火クラブ25支部の交付金の額が確定したためです。

次に、その下、2項 非常備消防費を657万8,000円減額いたします。

79ページの説明欄を御覧ください。

主なものといたしましては、消防団長等報酬を70万減額いたします。

その下、2行目、消防防災業務から下から5行目の消防団員健康診断委託料までをそれぞれ減額いたします。これは執行見込みが確定したため減額するものです。

次に、下から4行目以下、消防団活性化事業委託料78万5,000円、操法大会設営委託料7万5,000円、操法訓練用用地整備委託料22万円、続きまして81ページ1行目、バス借上料18万2,000円から7行目の消防学校等負担金1万9,000円までをそれぞれ減額いたします。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、操法大会の中止などによる予算の未執行分の減額によるものです。

次に、その下、3目 消防施設費を52万5,000円減額いたします。

右ページ、消防施設設置事業の説明欄を御覧ください。

消防団積載車購入費を44万円減額します。これは消防団積載車購入の入札残によるものです。

続いて、その下、4目 災害対策費を1,589万2,000円減額いたします。

右ページ、災害対策事業の説明欄を御覧ください。

訓練会場整備委託料を52万円減額いたします。これは市防災訓練を新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練に内容を変更したことによる執行残でございます。

その下から防災行政無線システム設計業務委託料48万4,000円、同報無線整備設計等委託料103万4,000円、同報無線整備設置工事費1,119万8,000円を減額します。これは委託費、工事費の入札残によるものです。

ブロック塀等撤去事業費補助金を245万8,000円減額いたします。これは本年度の補助見込みが確定したため執行残によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書へ戻っていただき、18、19ページをお開きください。

18ページ、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、6目 消防費国庫補助金です。

19ページ、災害対策費補助金の説明欄を御覧ください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金を123万円減額いたします。これは先ほど御説明いたしましたブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことにより国庫補助金を減額するものです。

次に、20、21ページをお開きください。

20ページ下段、15款 県支出金、2項 県補助金、1目 総務費県補助金です。

21ページ、交通安全対策費補助金の説明欄を御覧ください。

高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金を156万円減額いたします。これは先ほど説明いたしました後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金を減額したことにより県補助金を減額するものです。

次に、22、23ページをお開きください。

22ページ、15款 県支出金、2項 県補助金、8目 消防費県補助金です。

23ページ、災害対策費補助金の説明欄を御覧ください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金を61万7,000円減額いたします。これは先ほどの国庫補助金同様に、ブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことにより県補助金を減額するものです。

その下、消防団加入促進事業費補助金を5万8,000円減額いたします。これは前後駅前広

場等で消防団員の加入を促進する街頭広報で、啓発のため使用する物品の購入を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したことによる未執行分の減額でございます。

次に、32、33ページをお開きください。

21款 市債、1項 市債、4目 消防債です。

33ページ、消防施設整備事業債の説明欄を御覧ください。

消防団積載車購入事業費は消防団の積載車3台の購入事業です。これは事業費の確定などにより40万余減額変更するものです。

その下、災害対策事業債の防災行政無線更新事業は防災行政無線更新のための工事設計委託料です。これは事業費の確定などにより100万円を増額変更するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、税務課が所管するもののうち歳出の主なものについて御説明いたしますので、補正予算書の46ページ、47ページをお願いいたします。

46ページ中段、2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費におきまして1,712万9,000円を減額し、合計2億5,057万2,000円とするものであります。

47ページをお願いいたします。

下段の4 税務総務事務事業の説明欄8行目、確定申告会場等駐車場案内等委託料の11万円減額は、確定申告会場を分庁舎から中央公民館ホールに変更したために不用となり、減額するものでございます。

その他の減額の主な要因は、入札残及び執行残で減額するものでございます。

以上、歳出に続き、歳入の説明をいたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

10ページ上段、個人市民税は4,300万円を増額し、46億1,190万2,000円を計上しております。こちらは主に納税義務者が増加したことによるものでございます。

次に、中段、固定資産税は1億5,840万6,000円を増額し、45億2,381万6,000円を計上しております。こちらは主に土地は開発等により地目等の変更がされたこと、また、家屋は大きな工場や倉庫等の建築があり、増額となりました。

次に、下段、軽自動車税の種別割は500万円増額し、1億3,599万8,000円といたしました。こちらは原動機付自転車が減少し、軽自動車が増加したことが主な要因でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページ上段、たばこ税は2,500万円を増額し、3億5,188万9,000円といたしました。たばこは健康志向等により販売本数が年々大幅に減少してはりましたが、減少の割合に歯止

めがかかり増額したものでございます。

次に、中段、都市計画税は562万4,000円増額し、6億7,528万6,000円を計上しております。都市計画税は固定資産税に合わせて課税しており、同じような傾向となっております。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金です。25ページ説明欄の上段、県民税徴収事務取扱委託金を913万2,000円増額いたしました。こちらは個人市民税と併せて県民税を徴収するため、県から支払われる委託金でございます。個人市民税の納税義務者が増えたため増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、債権管理課が所管するものについて、歳出の御説明をいたしますので、補正予算書48ページ、49ページをお開きください。

49ページの上段、1 徴収計算事業ですが、説明欄を御覧ください。

電算関係借上料、これを5万円減額します。これは入札残に係る減額分です。

その下段、徴収事務事業の説明欄を御覧ください。

会計年度任用職員期末手当、これを10万5,000円減額します。これは会計年度任用職員のうちの1名が当初予定していた雇用形態が変更になったことにより期末手当の支給がなくなったことによるものです。

その下、地方税共同機構負担金を24万8,000円減額します。地方税共通納税システムに係る市の負担金、これは利用に応じた実績払いのものなんですけども、その執行残です。

地方税共通納税システムは令和元年10月から開始され、令和2年度に初めて負担金を支払いました。当初予算では実績のない状態で積算しており、このたび補正にて減額をお認めいただきたく計上いたしました。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書48ページ、49ページをお開きください。

中段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費のうち右のページ、2 住民記録電算処理事業を2,395万2,000円増額します。

説明欄にて、個人番号カード交付事業費交付金2,412万8,000円の増は、個人番号カード関連事務委託等を委任している地方公共団体情報システム機構から請求見込額の通知がありましたので、不足額を増額するものです。

その下、3 戸籍住民基本台帳事務事業を55万2,000円減額します。これは住民基本台帳事務に携わる会計年度任用職員の期末手当について、新規で雇用した職員が期末手当対象外であったことなどにより執行しなかった分を減額するものです。

続きまして、62ページ、63ページをお開きください。

中段の4款1項4目 環境衛生費の右のページ、説明欄、2 火葬場等使用委託事業を766万円減額します。こちらは知立市の火葬場使用委託料の執行見込み残によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金の説明欄、個人番号カード交付事業費補助金を2,446万9,000円増額します。先ほど歳出で説明した個人番号カード交付事業費交付金に対する補助金であります。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

20款5項4目5節 雑入の説明欄、火葬場等使用実費徴収金を766万円減額します。

続きまして、8ページをお開きください。

上段の表、繰越明許費補正、1行目です。2款3項 住民記録電算処理事業1,416万円は戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システム改修で、令和6年度から戸籍システムを全国連携するために改修をするものであります。

第1弾として令和2年度の改修ですが、国からのシステムの仕様の要件確定が遅れていたことなどにより年度内で適用作業及び事業完了が困難となったため繰越しをするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 相羽監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（相羽敏明君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算について説明をいたします。

補正予算書50、51ページをお開きください。

2款6項1目 監査委員費は20万8,000円の減額です。これは監査委員及び事務局職員が参加予定の総会研修会が新型コロナウイルス感染拡大により中止、書面会議になったため旅費を減額するものであります。

以上で監査委員費の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

36ページ、37ページの上段をお願いいたします。

2款 総務費、1項1目の契約検査事業の減額は、執行額の確定見込みによる減額補正であります。

続きまして、38ページ、39ページの中段をお願いいたします。

5目の財務会計事業と財政管理事務事業の減額は、執行額の確定見込みによる減額補正であります。

続いて、94ページ、95ページをお願いいたします。

中段の13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は6億8,585万1,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立後の基金残高は39億5,565万1,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の2目の教育施設建設及び整備基金積立金は、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で4億円の積み増しを行うこととし、3億9,992万1,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立後の基金残高は7億6,187万5,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の3目 公共施設建設及び整備基金積立金につきましても、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で4億円の積み増しを行うこととし、3億9,912万3,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立後の基金残高は18億14万2,000円となる見込みでございます。

続いて、次のページ上段の6目 福祉基金積立金は、高齢化などによる福祉費の増加の備えやワクチン接種を含めた新型コロナウイルス対策のため9億円の積み増しを行うものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立後の基金残高は9億150万円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、12ページ、13ページにお戻りください。

下段の9款1項1目の地方特例交付金は、交付額が確定したことから5,914万3,000円を増額するものです。

続いて、26ページ、27ページをお願いいたします。

上段の16款 財産収入、1項2目のそれぞれの基金利子の増額は確定見込みによるものでございます。

続いて、同じページ下段の17款 寄附金、1項1目の競馬場周辺整備事業寄附金の5,771万円の増額は、日本中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。

続いて、28ページ、29ページをお願いいたします。

下段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金4億2,298万円は、年度末までの留保財源

とさせていただきます。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

続いて、8ページ、9ページにお戻りください。

第3表 地方債補正でございます。追加及び変更の6事業につきましては、減収補填債として合計で2,110万円分を措置しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で理事者の説明は終わりました。

ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前11時8分休憩

午前11時18分再開

○総務委員長（近藤郁子議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑につきましてはページ数を必ず示してからお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 8ページの繰越明許、総務費の戸籍住民基本台帳の住民記録電算処理、最初の説明だったと思うんですけど、令和6年度から全国どこでも交付ができるようなシステムに変更するという説明だったというような気がするんですけど、この変更の理由というか、変更内容についてももう少し具体的に説明してください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 戸籍法の改正で改正した後に何がかわるのかといいますと、今、議員もおっしゃったとおり本籍地以外の市町村でも戸籍の証明書等の請求が可能になります。また、戸籍届出に必要であった戸籍謄本の添付が不要になったりということがあります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 このシステム変更でコンビニ交付とか、そういうのもできるようになるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 現在でもコンビニ交付のほうは行っているんですけども、現在国のほうでは住基のクラウドの構築はされているんですけども、戸籍のクラウドは構築されていません。それで、令和3年度の秋にデジタル庁が発足されることによって戸籍のクラウドも構築されることを期待しまして、住基及び戸籍のクラウドが構築された後に豊明市もコンビニ交付のほうを検討していきたいと思っております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 27ページの寄附金なんですけれども、本会議質疑のほうで寄附金がこの事業に充当されたのか、寄附者には報告の義務はないとの答弁がありました。確かに義務はないと思うんですけども、寄附者の立場で考えるとちゃんとその事業に充てられたのか知ることによって今後の寄附にもつながってくるような気がするんですけども、そういうことに関してしっかりと示していくような考えや検討などはされないのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 寄附金というのは競馬場の周辺のことでよろしいのでしょうか。

（それもそうだし、一般の寄附金のことに関しての声あり）

○財政課長（萩野昭久君） 一般寄附に関しましては一般寄附として受けておりますので、一般財源として使わせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 一般の寄附を一般財源に入れるんですけども、それを寄附者にも分かるように示していくようなことができるようにならない。公表できるようにならないのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） それにつきましては今回の寄附内容、このことに関して以外のことも含まれていると思いますので、もう少しピンポイントに絞って質疑をいただけますか。

○中村めぐみ委員 一般財源に入ってしまうとどの事業に充てられるか、ひもづけとか、どこの事業に充てられたのか分からなくなってしまうような気がするんです。これをもう

ちょっと明確に表示する。

○総務委員長（近藤郁子議員） 先ほど総務で説明をいただいたのはJ R Aの中京競馬場のことだったと思います。

（財政課から説明があったのはJ R Aのやつですの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） そうですね。その中のことで今の質問でお答えできることをお答えいただけますか。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） J R Aのほうは一応どういった事業のほうに使ってくださいという決まりみたいなのがありますので、そういった実績報告書なりのJ R Aとのやり取りのほうはさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 11ページ、市税個人4,300万の増、均等割と所得割で、説明は納税義務者が増えたためという説明だったと思うんですけど、人口が増えたとは思っていない中で何で納税義務者が増えるんでしょうか。素朴な疑問です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 一応納税義務者のほうが前年度に比べ695人程度増えているというふうになっていまして、その内訳的なものはなかなか難しいところではあるんですが、議員おっしゃるとおり人口が激増しているわけではないんですが、生産人口も微増微減、本当にほぼ横ばい状態が増えているということですので、なかなか難しいんですが、高齢者の方が就業していらっしゃるような形で、年金をもらいながらお給料みたいなものをやられている方とか、そういった方たちがちょっといらっしゃるのかなというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ごめんなさい。六百九十何人だと言われていましたか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 695人です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと分かったような分からんような説明でしたけど、いずれにしても人口はそう大きく増えもしない減りもしないですけど、就労者が増えて納税義務者が増えたという理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） そのとおりです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 53ページの後付け安全運転支援装置促進の補助金なんですけど、これは具体的にどれぐらいの方が申請されて、これだけ金額的に残ったということなんですけど、これはなかなかPRがうまくいかなかったとか、何か理由があればお聞かせください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 後付け安全運転支援装置の補助の実績の台数なんですけど、98台の補助の申請がございました。

こちらは昨年の1号補正で予算をつけていただきまして、その際に240台分を見込んでおりました。この240台分の積算に当たりましては、65歳以上の免許を所持する方の計算の率を愛知県が出していただきましたので、その率を掛けました。その中からそのうちの車を所有している方の人数の率とか、後付け安全運転支援装置を検討する方の率とかいろいろ掛けてまして、総合的に月に20台を見込んで年間240台を見込んでおりました。

結果98台の方がつけていただくことになったんですけど、その中で周知方法といたしましてはうちも広報ですぐに周知いたしました。あと区長会で資料を出してこういった補助金が出ますということも周知いたしました。あと商工会様にもお願いいたしまして、会員の方もこういった補助金を使ってもらおうようお願いし、市内のディーラーにもうちのほうをお願いしております。

あと自動車用品の販売店にも後づけのブレーキをつける際には市の補助金を活用してもらおうようにチラシ等も配っていただくようお願いいたしましたので、市として周知させていただけるところにはやらせていただいたというふうに自分では思っているんですけども、その結果、予算の見積りよりかは少ない98台という実績となっております。この実績の台数を踏まえまして、来年度の予算の台数については検討したもので上げさせていた

だきますので、そういう結果となりました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 11ページの同じく今度は固定資産税ですけど、固定資産税もこれは大きく上振れして1億5,800万増えています。予算の立て方がどうだったんかということはあるんだと思いますけど、この増額理由がちょっとよく意味が分からなかったんですけど、これをもう一度お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今回の固定資産税の増額の理由なんですが、土地と家屋双方増額がございまして、土地のほうは田んぼや畑やそういう農地が開発とかされまして、路線価評価というような評価のものになってきますと結構高額に上がってまいります。

そういった開発とかが行われたことと、あと家屋のほうは棟数的には前年に比べて激増しているわけではないんですけども、1戸の家屋評価が高いもの、工場だとか、そういったものですね。そういったものは結構1個建つと大きいものですから、そういったものが建ったということを経由として考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 95ページからの基金費なんですけれども、これも本会議質疑でもありましたが、この4つの基金で大体総額24億円近い積立てが今回されておりまして。もっと貧困世帯の施策の充実とコロナ対策に充てられたのではないかと、臨財債を借り過ぎなのではないかと、予算の積算で甘い部分があったのではないかとどうしても感じてしまうんですけども、これだけの金額を基金へ積み立てて、それぞれの残高で大体74億円ほどになると思うんですけども、これをこの積立金に置いておく理由というのは何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 今後のため、今後いろいろ、コロナもこれからどれだけ続くか分からないですし、公共施設なんかも更新の時期が来ますので、そういうときに市民生活に影響を及ぼさないように今のうちにためているということです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今後、今年度よりもコロナ対策をもっと増やしていく考えがあるのかとか、これだけ積み立てているので、来年臨財債を限度額ほど借りるのではなくて減らす検討をされているとか、具体的なことをというのはいくつかあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 臨財債に関しましては標準的な団体で必要とされている一般財源を確保するために借りているものですので、それを借りないという選択肢はありません。

仮に借りなかったとすると、その分別のところから歳入予算というものを出さないといけないものですから、そうしますと将来のための基金なりから崩して使うことになってしまいますので、今はいいんですけれども、当然将来どこかで影響が出るのは確実ですので、借りない選択肢はありません。

コロナ対策に関しましてはまだ収束のめどというのが全く立っていませんので、今後どうなるか分かりませんので、どういった事業をやるかというのは今後、今年度と同じようにピンポイントで、困っているところにピンポイントでやっていくような形にはなるとは思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 同じく97ページの福祉基金積立金9億円ですけれど、この福祉基金積立金という勘定科目はそもそもこれからずっと残るのでしょうか。

それか、ちょっと実態の会計がよく分からないんですけど、この積立金は年度年度でつくったり、なくしたり、新設したり、消去したりとか、そういうことは自由にできるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 財政調整基金とか、教育施設とか、公共施設と同じような基金の1つになりますので、積立てとかを行えばこうやって予算書のほうには載ります。でするので、なくなったりとか、基金の残高がなくなる限りはこんなような形になります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、これからはこの福祉基金積立金というのを新たに特別会計、特別会計じゃないかな。特別積立てというのかな。これからこれを新設した、これを維持していくという理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 福祉基金は従来からありますので、もともと今回積み立てていただいたものになります。今後ですけど、財政調整基金、教育施設、公共、福祉共にそのときによって積み増したりということを今後考えていくことになると思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これは本会議質疑でありましたけど、25ページの県知事の解職請求の102万円、これは愛知県の選管のほうからこの102万円を豊明市の分として計上してくださいというような依頼の下でこの102万を計上されているんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらの102万円につきましては、県のほうから交付の通知がありましたので、歳入として補正予算を組ませていただいたものとなります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 43ページの2段目の特別定額給付金の3,279万1,000円減、これは執行残ということなんですけど、この理由は何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらにつきましては、給付人数が6万8,972人ということで、この方たちに10万円を執行した残りの残を今回減額しておるものでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

今、指名いたしましたので、どうぞ。

○宮本英彦委員 これは市債のところですけど、31ページの多世代交流の150万円減。これは工事設計委託費が減になったということですけど、理由は工事設計委託費の入札残という意味でよろしいでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 市債のことですので、財政課のほうから御説明させていただきます。

まず、工事設計委託料が確定しましたので、もうその分下げさせていただいたのと、先ほど提案説明の最後のところで少し御説明したんですけども、今年度は減収補填債というものの措置分がありますので、その部分で減額でいくと990万円なんですけれども、減収補填債部分で840万円借りれることになっておりますので、その差引きで計上しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほどの特別定額給付金なんですけれども、これは受け取りをしなかった方が何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 43ページですね。

（43ページです。すみませんの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 給付の人数の割合なんですけど、99.8%の方に給付をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 人数で分からない。

○総務委員長（近藤郁子議員） 99.8%が何人になるのか。

○企画政策課長（中村泰正君） 給付した人数は6万8,972人です。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） この金額が何人分かということですね。残った金額が何人分か分かりますでしょうか。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 人数では327名となります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 27ページの土地建物売買代金9,894万5,000円。これは豊山と中川ということなんですけど、具体的にどんなところなのかというのを説明いただけるだけとありがたいです。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 豊山につきましては工場用地としまして、そこに入っております道路と水路、市の保有分は道路と水路になりますので、その売却となります。

中川につきましては福祉施設の用地としまして、その用地に入っております水路の売却分となっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今と同じところで、それぞれ面積と単価をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 土地建物の。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 面積につきましては、豊山につきましてはおおむね2,600平米、中川につきましては20平米です。

単価につきましては非公開となっておりますので、単価については差し控えさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 81ページの災害対策費の防災行政無線システム業務設計委託48万4,000円の減。これは減ということなんですけど、減によってその答えはお幾らなんですか。執行額は。執行見込額。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 執行見込額は484万円でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 減ではなくて使ったほうの金額を。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 減の金額が48万4,000円です。

（それは書いてありますの声あり）

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 執行するお金が484万円でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） 同じ数字が並んだだけですな。

宮本委員。

○宮本英彦委員 執行額も484万円で、ということは予算が484万プラス48万4,000円、これが当初予算だったという理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 委員の言うとおりです。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかに。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この行政防災無線システムの設計委託というのは、これは設計委託ですので、この工事予算というのが今年度、令和3年度の当初予算に計上されているという、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 委員の言われておる令和3年度のほうに載っております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 49ページの2款 戸籍住民基本台帳の個人番号カード交付事業交付金なんですけれども、これは地方公共団体情報システム機構に支払っているものということだったんですけれども、このマイナンバーのどういう機能を拡充するための費用なのか。お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） こちらのマイナンバーの交付金の内容なんですけれども、まずマイナンバーのカードの申込処理ですとか、発行事業ですとか、あとコールセンターの

事業ですとか、あと電子証明書の更新事業などが事務の内容になっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 同じところですか。49ページ、個人カードの交付金2,412万。そういう事業の交付金の請求があったということですが、増えた理由というのは、この理由はカードそのものが増えたとか、そういうことは理由の1つにはないんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりなんですけれども、まず国のほうが令和元年6月に市町村へマイナンバーカードの促進を積極的に取り組むようにという指示がありました。それによってマイナンバーカードの交付が増加しています。

そして、また国のほうの予算が前年度は全体で173億円でしたが、今年度は595億円かかる見込みというふうになっております。よって、国の予算をまた人口割のほうで交付金を支払っておりますので、今回このような増額となりました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということで内訳を見ますと国県支出金のほぼ同額がここに2,446万9,000円。この個人カードに関わるものは国の交付金で処理されているという理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 81ページの災害対策費のブロック塀のところなんですけれども、このブロック塀の撤去事業の補助金245万8,000円、多分総事業費から見ると半分以上減額だと思うんですけれども、今年度は何件だったのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今年度は12件です。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 調査した部分、新規も含め今、把握している箇所が何件で、まだ残っている箇所が何件あるのかお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今現在残っている件数とかはちょっと把握はしておりません。今年度ブロック塀の安全点検のパトロールにつきましては、三崎区、桜ヶ丘区、坂部区、落合区を関係課で回っております。

以上となります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 その箇所が何件かというのは分からないですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 予算を取った積算の件数の意味のことでしょうか。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今年度の予算は40件の予算を計上しております。そのうち12件の補助金を出しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 37ページの秘書人件費、共済会の共済組合負担金3,100万、以下この負担金が大幅に減少しているんですけど、共済組合の負担金がこれだけ減少するというのは負担金の利率の変更というような説明だったんですけど、利率が変わったということなんでしょうか。幾らがどのような内容で変わったんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 負担金率につきましては率が約1.15%減額になっております。併せてその基礎額というのも減額になっておりますので、合計で3,100万円の減ということになります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基礎額が変更になっているということです。これは上位法の法改正か何かがあって変更になったのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 減額というのは職員の状態、育休の不支給分であったり、期末手当の月数の減額によつての基礎額、給与の見込みの額が減っているということになります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 同じく退職手当もこの負担金が減っているんですけど、これも同じような理由でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） こちらは基礎額が微減となっておりますのと、併せて特別負担金の残額がありますので、そちらを合わせての減ということになります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 先ほど定額給付金の支給されていない人数ということで。

○総務委員長（近藤郁子議員） すみません。ページ数をお願いいたします。

○企画政策課長（中村泰正君） ページは43ページですね。3,279万1,000円の減額というところの中で何名の方に支給をしていないかということで、143名の方に支給しておりませんので、訂正をお願いいたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 147名。

○企画政策課長（中村泰正君） 143人です。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 143人に不支給というのは、それは御本人さんの意思で不支給になったという理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらは4月27日現在の住民基本台帳に登録されている方に対して全て通知をしております。その後お越しいただけない方については再度また通知をしたりして、結果来られなかった方、あるいは住所不定というような形で戻っている方もおられましたが、そういった方が143名いたという状況です。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

いかがでしょう。ほかによろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第31号、令和2年度の一般会計補正予算（第20号）のうち、総務所管部分について、詳しくは本会議の討論でするんですけども、コロナ対策費に関しては国からの交付金もあり、それによってさらに積立額も今しっかりされている。

やはりこの基金への積立てについての内容で今年度コロナ対策が不十分ではなかったのか、臨財債を限度近くまで借りなければいけなかったのか、予算のそれぞれの積算が甘かったのではないかという部分について、どうしても感じる部分があるので、今回ちょっと賛成まではできないかなと感じています。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成できないということで反対。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論をします。

基本的に今回の補正予算の議案書、予算書を見たところ、かなり精緻に見込みを見込んでいただいています。説明のときにあったように決算額に近づけるということで、精緻なそれぞれの予算執行額の残をきちっと算出して、その結果、基金のほうの金額が増えたということですので、より会計が明確になったということで評価をしたいと思っています。そのようなことから、補正予算全体について賛成であります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 賛成の立場で討論いたします。

今回コロナの関係で大分事業が執行できなかったということで減額をされておるんです

けれども、今後どうなるか分からないということで、コロナに関して分からないということで基金のほうの積立ても前もってしておくということですので、賛成といたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、議案第31号のうち、本委員会所管部分については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

では、続いて議案第33号 令和2年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第33号 令和2年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額を2,000円追加して、歳入歳出予算の総額を90万2,000円とするものです。

続きまして、歳出予算から御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

2款1項1目 土地開発基金繰出事業、土地開発基金繰出金は2,000円の増額です。こちらは後ほど歳入で御説明いたしますが、土地開発基金の預金利子を基金に繰出しするために増額をするものです。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

2款2項1目1節 預金利子は2,000円の増額です。これは土地開発基金の預金利子が当初予算の見込みより多かったため増額をさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては私に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

委員会報告書につきましては、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦勞様でした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会